

第30回管理栄養士国家試験 別紙様式第5の③

実務終了見込み証明書を提出した者

実務終了証明書
(栄養士業務従事証明書)

[願書提出時に「実務終了見込証明書」(別紙様式第5の②)を提出した者にとっては、実務が終了したことを証明する「実務終了証明書」(別紙様式第5の③)を提出する必要があり、平成28年4月1日(金)から同年4月7日(木)までに提出がなかった場合には受験は無効となるので注意すること。]

受験地	北海道	受験番号	8888
氏名	田中 太郎	栄養士免許 取得年月日	昭和 平成 24 年 3 月 25 日
生年月日	昭和 平成 3 年 11 月 5 日	免許番号	都道府県名 北海道 第 XXXX 号
1 実務施設の名称	青葉病院	電話番号	011-231-0000
所在地	札幌市白石区青葉町1-24-XX		
2 実務期間	平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日 (平成28年3月31日までに規定の実務が終了していること)		実務期間 3 年 0 ヶ月 日
3 厚生労働省令で定める施設の種類の種類 (該当する記号を1つ選んで○印で囲むこと。)	☒ ⑦ 寄宿舍・学校・病院・社会福祉施設その他事業所の給食施設 ☐ イ 食品の製造、加工、調理又は販売を業とする営業施設 ☐ ウ 学校、専修学校、各種学校 ☐ エ 栄養に関する研究施設 ☐ オ 保健所その他の栄養に関する事務を所掌する行政機関 ☐ カ 栄養に関する知識の普及向上その他の栄養の指導の業務が行われている施設		
4 栄養指導業務の内容 (該当するものすべてを○印で囲むこと。)	☒ ⑦ 献立作成 ☒ ① 食品材料の選択 ☒ ⑤ 栄養に関する教育 ☐ エ 栄養に関する調査研究 ☐ オ 栄養行政に関する業務 ☒ ⑥ 栄養に関する相談、指導 ☒ キ 栄養に関する知識の普及向上		
A 上記のとおり、厚生労働省令で定める施設において、栄養士として栄養の指導に従事していることを証明します。	B 左記の施設から給食業務等の委託を受けていることを証明します。		
平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 3 日		
実務施設名 青葉病院	印 職印	受託会社名 株式会社若葉フードサービス	前 職印
実務施設長名 院長青葉一郎		受託会社社長名 若葉 正	

実務施設名が一致しているか。

該当する記号を○印で囲んでいるか。

実務終了日以降の日付で証明しているか。

平成28年3月31日までに実務が終了しているか。

注意 ○1.の実務施設の名称、所在地は実際に仕事をしている施設(実務施設)を記入すること。
○受託会社を記入するものではない。証明欄Aは、実務施設の証明をとること。
○実際に仕事をしている施設(実務施設)と雇用されている会社が異なる(委託や派遣など)場合は、A欄とB欄の証明をとること。
○幼保連携型認定こども園の場合、3.厚生労働省令で定める施設の種類の種類は、業務の内容に応じA又はBから1つ選んで○印で囲むこと。
○証明印は必ずしも職印とすること。なお、施設において職印がない場合には施設長の個人印でも構わない。
○パート又は非常勤で栄養の指導に従事している場合であっても、週4日以上かつ1日6時間以上勤務している場合には、実務として認める(週3日で1日8時間や、週5日で1日5時間等の場合は、実務として認められない)。
※実務施設が2ヶ所以上あり、受験願書提出時に「実務証明書」(別紙様式第5の①)及び「実務終了見込証明書」(別紙様式第5の②)の2種類を提出した者は、「実務終了見込証明書」(別紙様式第5の②)に該当する期間のみ、「実務終了証明書」(別紙様式第5の③)を作成し、提出すること。
○記載事項に誤りがあり、訂正する場合は、必ず記載した証明者の印により訂正し、提出すること。
出願者個人の訂正印は認められない。